

青梅インターチェンジ北側地区（今井土地区画整理事業）に
おける景観形成に関する協定書（仮称）（**原案**）

青梅市（以下「甲」という。）と〇〇〇会社（以下「乙」という。）とは、青梅インターチェンジ北側地区における景観形成に関して、次のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第 1 条 本協定は、青梅インターチェンジ北側地区地区計画（以下「地区計画」という。）および青梅市の美しい風景を育む条例第 1 条、第 2 条、第 4 条および第 5 条の規定により、青梅市の更なる発展をけん引する物流拠点の形成に向けて、甲と乙が周辺の農地や住環境に配慮しながら、計画的な緑の配置など良好な景観形成を官民一体で進めていくことを目的とする。

（基本的な方針）

第 2 条 甲は、公園、道路等の公共施設について、既存の樹林地を維持・保全しつつ、一般地区景観形成基準（平成 1 6 年 1 1 月 1 日実施）、青梅市景観形成ガイドラインー公共施設の標準デザイン指針ー（平成 1 9 年 4 月策定）等に従い、適切に選定および配置をする。

2 乙は、大規模な区画を生かした物流施設等の建築敷地において、計画的かつ統一的に各種施設（建築物、工作物、広告物、土地、石積み、樹木および緑地帯その他の景観の形成にかかる施設等をいう。以下同じ。）を配置することで、就業者や近隣住民の憩いの場の創出など緑豊かな潤いのある産業集積地の形成を図る。

（具体的な方針）

第 3 条 地区計画の「区域の整備・開発及び保全に関する方針」に加え、次の事項を甲乙が連携して取り組むことにより、地域の特色あるまちづくりを目指すものとする。

- (1) 地区計画の区域内に新設する都市計画道路の通りを「緑の中心軸（南北の緑をつなぐ質の高い緑化を推進する中心軸をいう。）」とし、統一した樹種の選定および緑の連続性を確保するとともに、車両の出入口、駐車場の位置、広告看板など、地区全体として計画的な配置とする。
- (2) 1 号公園、2 号公園、3 号公園および事業区域外緑地に隣接する街区は、積極的な緑化を図るため、公園と調和した統一感のある緑地計画とし、緑の連続性に配慮するとともに、就業者や近隣住民の憩いの場を創出する。

- (3) 住宅地と隣接する道路境界に配置する緩衝緑地帯、既存の樹林地およびコミュニティ花壇を生かしつつ、生物多様性に配慮した緑の回廊となるよう、動植物の生息・生育地となる樹木等を配植することで緑のネットワーク化を図る。

(協定事項)

第4条 乙は、地区計画にかかる土地の売買契約後、第1条、第2条および第3条の規定を踏まえ、基本設計の計画段階で速やかに甲と協議を開始し、甲乙共同で景観形成の推進に努めること。

- 2 乙は、青梅市の美しい風景を育む条例第24条第2項の規定に準じ、甲を介して、まちづくり・デザイン専門家（以下「専門家」という。）に景観の形成に関する助言を求め、可能な限りその助言を尊重し、地区全体として一貫性をもった施設整備等、計画的な景観形成の推進に努めること。

(本協定の対象物)

第5条 前条第2項の規定により、専門家に助言を求める対象物は、各種施設とする。ただし、具体的には甲、乙および専門家との協議により決定するものとする。

(権利の譲渡)

第6条 乙は、協定締結後に事業にかかる権利を第三者に譲渡するときは、本協定事項を契約に加えなければならない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から令和〇年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに甲または乙から終了の申入れがない場合は、同一の内容でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(解除)

第8条 甲または乙は、解除をしようとする日の2月前までに、甲または乙から書面で通知することにより、有効期間内にこの協定の解除を申し入れることができる。

- 2 前項に規定する申入れがあった場合は、甲乙が協議の上で決定するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、双方が署名して、各自がその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 青梅市
代表者 青梅市長

乙 住 所
氏 名